

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	地方公務員等共済組合法の改正に伴うシステム改修業務委託
担当部・課名	総務部秘書人事課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	DIRインフォメーションシステムズ株式会社 東京都江東区永代一丁目14番6号
契約金額（税込）	715,000円
契約締結日	令和4年8月31日
契約期間	契約締結日～令和4年9月30日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、現在、本市で運用している人事情報総合システムについて、地方公務員等共済組合法の改正に対応するため、パッケージ機能を一部改修するものである。</p> <p>現在運用している人事情報総合システムは、DIRインフォメーションシステムズ株式会社が開発したソフトウェアである。今般のシステム改修は、人事管理並びに給与管理に付随して必要なものであり、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、他者に改修業務を委託することができない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのはDIRインフォメーションシステムズ株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市箱の浦地区土地境界確定測量業務
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 大阪市中央区船越町1丁目3番6号 フレックス大手前
契約金額（税込）	¥1,513,413-
契約締結日	令和4年8月3日
契約期間	契約締結日 ~ 令和5年3月31日
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本件市所有の廃道敷については、開発事業者が築造した団地内道路の寄附受納の換地として開発事業者は無償譲渡する予定であったが、現在まで本市所有名義のまま民有地区画内に存在している。本業務は、開発者は現存せず、現状のままでは、周辺の公図等に混乱が生じていることで今後の市有財産管理に影響が生じる恐れがあることから、現況と登記を是正するため、測量、境界確定等を実施するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、法律行為に基づく高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。</p> <p>契約相手方の公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署による不動産登記に必要な調査、測量、またはその登記の嘱託若しくは申請等の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立され、法制化（土地家屋調査士法第63条及び64条）されている唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会と随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市の海、山、里を体感！まるごと阪南の魅力発見 SDGs イベント業務委託	
担当部・課名	未来創生部 シティプロモーション推進課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社日本旅行 大阪法人営業統括部 大阪市中央区備後町3-4-1 山口玄ビル6階	
契約金額（税込）	1,996,984円	
契約締結日	令和4年8月5日	
契約期間	契約締結の日～令和5年2月28日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、その業務内容が競争入札に適さない業務であって、価格だけでなく、海・山・里を体感するアウトドアイベント（自然体験型イベント）の機会を創出し、情報の発信を行うことで、関係人口・交流人口の創出、地域活性化の推進につなげることができる契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「（仮称）阪南市の海、山、里を体感！まるごと阪南の魅力発見SDGs イベント業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 同選定委員会では、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること、交流人口の獲得、地域活性化につなげることや情報発信において優れた提案であることなどが高く評価できるため、本業務の受託候補者の最適者として選定した。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	収納管理システム制度改正対応業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	3, 887, 620円
契約締結日	令和4年8月1日
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>令和3年度税制改正において、令和5年度課税分より地方税納税システムの対象税目に固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）を追加することが明記されたことに伴い、対象税目に係る納付手続きの環境を整えるため、令和4年度中にシステム改修を行わねばならない。</p> <p>現行システムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	軽自動車税システム制度改正対応業務委託	
担当部・課名	市民部 税務課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	3,740,000円	
契約締結日	令和4年8月22日	
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本案件は、国の方針に基づき、令和5年1月より施行される軽自動車関係手続きの電子化に対応するべく、本市が使用する基幹システムを改修するための契約であり、令和4年中の実施が義務付けられています。 この改修によって、従来は窓口において所定の手続きが必要であった税申告や納税証明の発行のオンライン対応が可能となり、次に掲げる事項のワンストップ化を図るものです。 1. 軽自動車OSS：軽自動車の新規取得時における税申告の電子化 2. 軽JNKS：軽自動車の継続検査時に必要となる納税情報の電子化 この電子化を導入・運用には、国が指定するシステムの利用が必要となり、その機密性・完全性・可用性を確保するためには、本市基幹システムの活用が不可欠となります。 以上のことから、本件基幹システム改修を委託できるのは、南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものです。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託	
担当部・課名	健康福祉部・健康事業準備室	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	ジェイエムシー株式会社 大阪支店 大阪府大阪市福島区福島7-20-1KM西梅田ビル14F	
契約金額（税込）	18,183,000円	
契約締結日	令和4年8月25日	
契約期間	契約締結の日から令和7年3月31日まで	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、第2期阪南市国民健康保険保健事業実施計画等に基づく保健事業をPDCAサイクルに沿って効果的・効率的な実施には、価格のみでなく、事業者のスペック、サポート内容等を総合的に審査し、事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式による事業者の選定を行うこととした。 ジェイエムシー株式会社大阪支店は、本業務の目的を踏まえた事業企画がされていること及びまた独自開発したITツールの活用など独自の提案したことに加え、コロナ禍での事業実績を踏まえ、柔軟な指導方法への対応が可能である旨の説明もなされたこと、また他自治体での安定した実績があることが高く評価できるとして、本業務に適した契約候補者として決定した。 以上のことより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりジェイエムシー株式会社大阪支店と随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市重複・多剤服薬者等対策事業業務委託	
担当部・課名	健康福祉部・健康事業準備室	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社日本医薬総合研究所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
契約金額（税込）	6,827,700円	
契約締結日	令和4年8月25日	
契約期間	契約締結の日から令和7年3月31日まで	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、第2期阪南市国民健康保険保健事業実施計画等に基づく保健事業をPDCAサイクルに沿って効果的・効率的な実施には、価格のみでなく、事業者のスペック、サポート内容等を総合的に審査し、事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式による事業者の選定を行うこととした。 株式会社日本医薬総合研究所は、本業務の目的を踏まえた事業企画がされていること及びまた専門性を活かした独自フォロー体制の提案したことに加え、複数の経験ある専門職が在籍しており、柔軟な指導方法への対応が可能である旨の説明もなされたこと、また他自治体での安定した実績があることが高く評価できるとして、本業務に適した契約候補者として決定した。 以上のことより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社日本医薬総合研究所と随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	旭ポンプ場排水ポンプ更新工事	
担当部・課名	都市整備部河川農水課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	第一テクノ株式会社関西支店 支店長 西尾 光平 大阪市北区大淀中1-4-16	
契約金額(税込)	¥12,100,000.-	
契約締結日	令和4年8月31日	
契約期間	令和4年8月31日 ~ 令和5年3月27日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	■ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	<p>本工事は、尾崎地区(一部)の排水を海へ放流するためのポンプ施設が設置から20年以上経過しているため、施設の老朽化が著しく排水機能に支障が生じていることや、いつ故障してもおかしくないため、当該ポンプ施設の更新工事を行うものであります。</p> <p>去る、令和4年8月3日に執行された本更新工事の指名競争入札において入札参加者が1社であったため入札が不調となり、原因を調査するためサウンディング調査を実施したところ、納期や技術者不足が主なところでありました。</p> <p>コロナ禍等における昨今の社会情勢において、ポンプ部品の流通、生産等がストップし、メーカーは暫定的な納期設定や生産停止を行っている現状において、ポンプが納品されなければ本市の業務に支障が生じることになることに加え、市民生活の安全・安心を守ることができなくなるなど、急迫した事態であります。</p> <p>今般、入札に唯一参加意思を示した第一テクノ株式会社は、納入期限までにポンプを納品できる事業者であり、本更新工事の契約内容に照らして適正な履行の確保を図ることができるのは同事業者において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市文化財デジタルアーカイブ推進業務
担当部・課名	生涯学習部・生涯学習推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	TRC-ADEAC株式会社 東京都文京区大塚三丁目1番1号
契約金額（税込）	11,780,560円
契約締結日	令和4年8月29日
契約期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、市条例に基づく指定文化財の史料をデジタル化し、誰もが自由に閲覧できる仕組みとして文化財デジタルアーカイブを構築するものである。本業務を委託するにあたり、単なる史料のデジタル化にとどまらず、豊富な学習機会の提供や活発な啓発活動を行うことを目的とする観点から、価格だけでなく業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を契約候補者として選定する必要があるため、「阪南市文化財デジタルアーカイブ推進業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>同選定委員会にて、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること及び学習への支援と連携において優れた提案であることなどが高く評価できるとして、上記契約相手方を本業務の契約候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>